

渡した後、ご自身でパスワード(4桁の数字)を決めて入力していただきます。

住民基本台帳カードは、パスワードの入力完了後に有効になります。

また、カードの即時交付の場合、およそ30分程度時間がかかります。

②身分証明書をお持ちでない場合は、本人宛に照会書を郵送しますので、届いた照会書に必要事項を記入し、窓口持参していただくときにカードの交付をします。

なお、カードの交付を受け、パスワードの入力完了後に住民基本台帳カードは有効となります。

【本人申請の際に持参するもの】
①申請者の身分を証明する書類(運転免許証、パスポート、その他官公署が発行した写真付きの証明書) ※身分を証明する書類がない場合は、即日交付はできません。

②申請者の印鑑

任意代理人による申請の場合
任意代理人(委任状を託された代理人)による手続の場合は、申請書を受領した後、申請者宛に照会書を郵送しますので、届いた照会書に必要事項を記入し、本人または代理人が再度窓口へ持参されたときにカードの交付をします。

その際、パスワードは代理の方に漏れることがないように、職員が入力して交付します。

【任意代理人による申請の際に持参するもの】
①本人(申請者)が記入した委任状
②代理人の印鑑
③本人(申請者)の写真1枚(縦4・5センチメートル×横3・5センチメートル、申請日の6カ月以内に撮影した無帽、無背景のものであって、裏面に氏名を記載したもの)
※Bバージョンのカード申請の際の

み必要となります。

法定代理人による申請の場合

申請者が15歳未満である場合は、法定代理人(親権者または法定後見人)による手続になります。また、法定代理人による申請の場合は、即日交付となります。

なお、交付の際には、任意代理人にパスワードを入力していただきます。

【法定代理人による申請の際に持参するもの】
①戸籍謄本、その他の法定代理人であることを証明する書類(当市に本籍がある方の場合は省略できます)

②法定代理人の身分証明書
③申請者の顔写真(任意代理人に準じます)

住民基本台帳カードまたは運転免許証、旅券(パスポート)、その他官公署が発行した写真付きの身分証明書を提示することにより、全国どこの市区町村でも戸籍の表示を省略した自分の住民票の請求ができます。ただし、除かれた住民票の請求はできません。

住民票の広域交付

【請求に際し明らかにする事項】
①住民票の写しの広域交付請求である旨(請求申請書)
②請求者の「氏名と住所」
③住民基本台帳カード以外の免許証等を提示した場合、請求者の「住民票コード」または「生年月日と性別」
④請求に係る住民の「氏名と住所」(住民票の写しの広域交付の場合、自)または同一世帯に属する方に限ります

転入転出の際の届出は、住民登

転入転出の特例処理

録地で転出証明書の交付を受け、転入する市区町村に転出証明書を持参して転入の手続きをすることになります。

しかし、住民基本台帳カードの交付を受けている方は、確実な本人確認ができるため、下記の事項を郵送などにより届出をしておけば、転出証明書の交付を受けずに転入する市区町村に住民基本台帳カードを持参することで、転入の手続きができるようになります。

すなわち、住民基本台帳カードの交付を受けている方は、市町村の

①届出年月日
②転出予定年月日
③届出人氏名
④届出人印鑑
⑤届出人連絡先(日中連絡可能な)

⑥新住所
⑦旧住所
⑧新世帯主氏名
⑨旧世帯主氏名
⑩氏名
⑪生年月日
⑫性別
⑬住民票コード

もの)
⑥新住所
⑦旧住所
⑧新世帯主氏名
⑨旧世帯主氏名
⑩氏名
⑪生年月日
⑫性別
⑬住民票コード

【届出に際し明らかにする事項】
①届出年月日
②転出予定年月日
③届出人氏名
④届出人印鑑
⑤届出人連絡先(日中連絡可能な)

市民税・県民税は、前年中の所得を基に計算され、均等割と所得割から構成されています。

①均等割の額は、表1のように市区町村の人口規模に応じて定められています。

※市民税・県民税の均等割額の合計は、草加市、越谷市、八潮市、三郷市、吉川市とも3500円で、松伏町のみ3000円です。

②市民税・県民税の所得割の税率は、表2のように各市町とも標準

税率を適用し、同じ税率です。※課税総所得金額とは、総所得金額(給与所得や事業所得、不動産所得、年金などの雑所得等があります)から基礎控除や扶養控除、各種保険料控除などの所得控除額を差し引いたものです。

※山林所得、土地建物の譲渡所得などについては、総所得金額と分離して別に税額計算を行います。

固定資産税・都市計画税
固定資産税の税率は、現在、表3のように各市町とも同じ1・4パーセント(標準税率)です。ただし、固定資産税と併せて課税される都市計画税は、税率に違いがあります。また、三郷市や吉川市、松伏町は、都市計画税を課税していません。

国民健康保険税(医療分)
国民健康保険税は、表4のように各市町ともその年の医療費の見込額を基にして、所得割、資産割、均等割、平等割の4方式で課税しています。(越谷市のみ所得割、均等割)

以上のよう、現状では近隣5市1町の各種税金は、必ずしも均一ではありません。仮に5市1町が合併した場合、市民税・県民税の均等割は、合併後も引き続き標準税率を適用すると、人口が50万人を超えることにより4000円になります。税額や税率については、合併後、新たに条例等で定めることとなります。

生涯学習まちづくり推進課 ☎328

市町村合併をきくならぬ

合併によって、各種税金はどうなるのでしょうか?
A 市民のみなさんに密接に関係する市民税・県民税や固定資産税、国民健康保険税について、近隣5市1町(草加市、越谷市、八潮市、三郷市、吉川市、松伏町)の現状は、次のとおりです。

市町村合併講演会
「地方の時代」と言われ、地方分権が進み、また、全国各地で市町村合併に対する取組が行われています。今回は、本年6月6日に野田市と関宿町が合併した事例を参考にして、市民の皆さんと一緒に、これからの地域のあり方について考える講演会を開催します。

- 8月28日(木)、午後7時~9時
- 八潮メセナ集会室
- 市内在住・通勤の方
- テーマ「野田市と関宿町の合併について」・講師=野田市企画財政部企画調整課合併担当職員
- 120人(先着順)
- 無料
- 生涯学習まちづくり推進課 ☎497

表1 市民税・県民税均等割(標準税率)

人口規模等	人口50万人以上の市と東京23区	人口5万人以上50万人未満の市	人口5万人未満の市町村
市区町村民税均等割額	3,000円	2,500円	2,000円
都道府県民税均等割額	一律 1,000円		
合計	4,000円	3,500円	3,000円

表2 市民税・県民税所得割(標準税率)

市民税			県民税		
課税総所得金額	税率	速算控除額	課税総所得金額	税率	速算控除額
200万円以下	3%	0円	700万円以下	2%	0円
700万円以下	8%	100,000円			
700万円超	10%	240,000円	700万円超	3%	70,000円

表3 固定資産税・都市計画税

	固定資産税率	都市計画税率
草加市	1.4%	0.25%
越谷市	1.4%	0.20%
八潮市	1.4%	0.20%
三郷市	1.4%	
吉川市	1.4%	
松伏町	1.4%	

表4 国民健康保険税

	所得割(%)	資産割(%)	均等割(円)	平等割(円)
草加市	8.4	10	14,000	14,000
越谷市	7.9		29,500	
八潮市	8.4	23	19,000	19,000
三郷市	8.2	18	16,000	17,000
吉川市	8.1	37.9	14,000	14,700
松伏町	7.6	38	16,200	18,600